

元高教人第639号
令和2年3月5日

県立学校長様

人権教育課長
[公印省略]

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業期間中
における児童生徒の状況把握及び適切な支援について（通知）

うえのことについて、各学校等において児童生徒及び保護者に対して、臨時休業期間中は感染リスクをできるだけ避けるため、自宅学習の期間とし、不要不急の外出を控えるよう、ご指導いただいていることと存じます。

しかしながら、テレビや新聞等でも報道されましたとおり、県内の小学生にも感染が確認され、感染拡大防止のための取組が、今後一層重要となっています。

このような状況の中、児童生徒にとっては、これまでに経験したことのないような長期の臨時休業措置となるため、心理的に動搖し不安定になることが危惧されます。

つきましては、児童生徒やその保護者等に対する臨時休業期間中の支援にかかる下記のことについて、教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況把握をきめ細かに行い、適切な支援の実施をお願いいたします。

記

1 不安や悩みを抱えている児童生徒等、支援を必要とすることが懸念される児童生徒をリストアップし、組織的に情報を共有する体制を構築すること。

リストアップされた児童生徒に対しては、電話連絡等を行うとともに必要に応じて個別支援を実施し、不安を和らげる声かけ等を行うこと。

さらに、リストにあがっていない児童生徒や普段は比較的おとなしく問題ないと見える児童生徒であっても、支援ニーズが潜在化している場合が考えられるため、適宜実態の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援を講じること。

2 いじめの被害が疑われる場合や家庭環境が急激に変化したりしている場合は、保護者との連携を密にするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他の関係機関等との連携のもと、当該児童生徒についての情報共有や支援について協議し、見守りや安全確保のための支援体制を構築すること。

- 3 要対協管理ケースや児童虐待が疑われる場合は、今後、家庭で過ごす時間が大幅に増えることによりリスクが高まることが考えられるため、スクールソーシャルワーカーの活用を含む学校での組織的な支援はもとより、市町村の福祉担当部局や児童相談所等との連携強化を図り、当該児童生徒や保護者等への適切な支援を講じること。
- 4 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、通常どおり勤務する。学校等において、スクールカウンセラー等を活用し、児童生徒や保護者への相談や支援を効果的に行うこと。

【本件担当】

高知県教育委員会事務局人権教育課 上窪

TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4559

E-mail : maki_kamikubo@ken2.pref.kochi.lg.jp